

千葉市高齢者スポーツ広場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人の健康の維持増進及び相互の交流を図るため、本市内における市有の未利用地等を活用して暫定的に設置する高齢者スポーツ広場の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 高齢者スポーツ広場の名称及び位置は別表のとおりとする。

(管理運営)

第3条 高齢者スポーツ広場は、それぞれ高齢者スポーツ広場近隣の一般社団法人千葉市老人クラブ連合会に所属する会員(一般社団法人千葉市老人クラブ連合会定款第5条に定めるものをいう。以下「責任者」という。)が管理運営するものとする。

(利用の制限)

第4条 責任者は次の各号の一に該当する場合は、高齢者スポーツ広場の利用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 高齢者スポーツ広場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他高齢者スポーツ広場の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者及び利用時間)

第5条 高齢者スポーツ広場を利用できる者は、本市に住所を有する満60歳以上のものとする。また、利用時間は午前8時から午後5時までとする。ただし、責任者は、地域の状況及び季節に応じてこれを変更することができる。

(利用手続き)

第6条 高齢者スポーツ広場を利用しようとする者は、利用しようとする日の属する月の前月の1日から20日までの間に、高齢者スポーツ広場利用申込書(様式第1号)を責任者に提出しなければならない。

2 責任者は、前項の申込書を受理した後、利用を承認したときは、高齢者スポーツ広場利用承認通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

3 責任者は、前項の利用承認にあたっては、利用者間の利用回数の調整を図る等公正適切に行うよう努めるものとする。

(使用料)

第7条 高齢者スポーツ広場の利用については、無料とする。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、責任者に対して、高齢者スポーツ広場の管理運営について必要な指導及び勧告をすることができる。

2 前項の指導及び勧告を受けた者は、当該指導及び勧告に従わなければならない。

3 責任者は、高齢者スポーツ広場の利用状況につき、月ごとに当該月の翌月末日までに高齢者スポーツ広場利用状況報告書（様式第3号）により、市長に報告しなければならない。

（廃止）

第9条 市長は、行政上必要が生じたときは、高齢者スポーツ広場を廃止するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、高齢者スポーツ広場の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

[別 表]

名称	位置	面積
末広高齢者スポーツ広場	中央区末広 3-19-1	3102.00 m ²
千種高齢者スポーツ広場	花見川区千種町 240-5	1800.02 m ²
検見川高齢者スポーツ広場	花見川区検見川町 2-207-4	887.46 m ²
朝日ヶ丘高齢者スポーツ広場	花見川区朝日ヶ丘 5-3103-56	2615.38 m ²
横戸台高齢者スポーツ広場	花見川区横戸台 24	3002.99 m ²
高浜5丁目高齢者スポーツ広場	美浜区高浜 5-37-3	2701.44 m ²
高洲高齢者スポーツ広場	美浜区高洲 1-2	2429.50 m ²